

2011年3月15日 全3頁

阪神・淡路大震災時の税制特例措置

資本市場調査部 制度調査課 是枝 俊悟

東北地方太平洋沖地震において考えられる税制上の対応

[要約]

- 2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震において、大きな被害が発生している。
- 1995 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の際には、1995 年 2 月 20 日に「阪神・淡路大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、震災税特法)」などが制定され、被災者への便宜措置や、復興のための税制優遇措置などが設けられた。
- 本レポートでは、阪神・淡路大震災の際に取られた税制特例措置について紹介する。政府には、 今回の東北地方太平洋沖地震においても同様もしくはそれ以上の対応が求められる。

阪神・淡路大震災の税制特例措置制定の経緯

- ○阪神・淡路大震災が発生したのは、1995年1月17日であった。
- ○所得税の課税期間は暦年(1月~12月)であり、通常は、翌年の2月16日から3月15日までに確定申告を行い、納付する必要がある。
- ○また、住民税は前年の所得状況に対して、6月~翌年5月までの間に特別徴収(給与からの天引き)や 普通徴収(銀行振り込みなど)の方法で納付する必要がある。
- ○災害による税負担の減免措置は、原則として被災した暦年以降の所得を減少させ、翌年以降に納める税 負担を減少させる形となっている(これは、1995年当時も2010年現在も同じである)。よって、原則 に従えば、1995年1月に阪神・淡路大震災の被害を受けた場合、1995年2~3月に納める所得税や、1995 年6月~1996年5月に納める住民税負担は減少しないということになってしまう。
- ○このため、1995 年 2 月 20 日に「阪神・淡路大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、震災税特法)」などが制定された。震災税特法により、阪神・淡路大震災による税負担の減免措置を前年(1994 年)分の所得から差し引く形とすることで、1995 年 2~3 月に納める所得税や、1995 年 6 月~1996 年 5 月に納める住民税負担を減少することができるものとなった。
- ○このほか、震災税特法などでは、所得税、法人税、相続・贈与税などの様々な特例措置が設けられた。
- ○また、災害時の税制の減免措置についての一般法である「災害減免法」についても、1995 年 2 月 20 日 の改正及び 1996 年度税制改正にて機能強化が行われた。
- ○本レポートでは、次ページ以降に阪神・淡路大震災の際に取られた税制特例措置について紹介する(ただし、地価税の減免など現行法令において既に意味がなくなっている措置は除外した)。政府には、今回の東北地方太平洋沖地震においても同様もしくはそれ以上の対応が求められる。

所得税 (個人住民税) の特例措置一覧

No.	措置名	概要	根拠条文
1	維損控除の特例★	 震災による損失等について、震災があった1995年の所 得等からの控除に代えて1994年の所得等から控除でき	震災税特法3 地方税法附則4の3
	被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例	おようにする。	震災税特法4
3	災害被害者に対する所得税の減免の特例		震災税特法42
4	財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実 が生じた場合の課税の特例	被災者が財形貯蓄等の要件外払い出しを行っても、遡 及課税を行わない。	震災税特法7
5	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 の控除額に係る特例	震災により住宅ローン減税を受けている住宅に居住できなくなっても、残りの適用期間について住宅ローン減税 の適用を継続する。	震災税特法16
6	被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を 受けた場合の課税の特例	被災者が事業主から無利息・低利で住宅資金の貸付を 受けた場合、その経済的利益について所得税を課さな い。	震災税特法11
7	被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分 に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課 税の特例	被災者が保有する土地等について、被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分を受け、代替住宅を取得した場合、原則として譲渡益課税を行わず、取得価額を引き継ぐ。	震災税特法12
8	特定市街地復興土地区画整理事業のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例※	被災者が保有する土地等について、被災市街地復興土地区画整理事業のために譲渡した場合、種類により課税の繰り延べや1,500万円~5,000万円の特別控除などを受けられる。	震災税特法13,19, 26の4

法人税の特例措置一覧

No.	措置名	概要	根拠条文
9	被災者向け有料賃貸住宅の割増償却※	被災区域内に、震災後新築した「被災者向け有料賃貸 住宅」について、割増償却を受けられる。	震災税特法9,17, 26の2
10	被災代替資産等の特別償却※	震災により滅失・損壊した事業用の建物・機械装置等を 買換えた場合、代替資産について割増償却を受けられ る。	震災税特法10,18, 26の3
11	特定の事業用資産の買換え等の課税の特例※	被災区域内の土地やこれらとともにする建物等について、買換えを行った場合、買換え後の資産の圧縮記帳を 行うことにより譲渡益の課税繰り延べが行える。	震災税特法20~22, 26の5~7
12	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	震災後1年以内に終了する事業年度において欠損金額がある場合は、そのうち震災による損失金額について最大2年まで遡って法人税額の繰戻還付を受けられる。	震災税特法23
13	買換資産の取得期間等の延長の特例	適用対象法人が確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例などの適用を受けており、震災により予定期間内に開発許可等を受けることが困難となった場合、予定期間を延長することができる。	震災税特法25
14	中間申告書等の提出を要しない場合☆	申告期限の延長に伴い法人税の中間申告書の提出期 限がその事業年度の確定申告書の提出期限と同一の 日となった場合、中間申告書の提出を不要とする。	震災税特法26,40

※印は、所得税においても同様の措置があるものである(本レポートでは所得税の欄には記載を省略した)。



[★]印は、個人住民税においても同様の措置がとられたものである。※印は、法人税においても同様の措置があるものである(本レポートでは法人税の欄には記載を省略した)。

⁽出所)法令等をもとに大和総研制度調査課作成

[☆]印は、消費税においても同様の措置があるものである(本レポートでは消費税の欄には記載を省略した)。

⁽出所)法令等をもとに大和総研制度調査課作成

相続・贈与税の特例

No.	措置名	概要	根拠条文
ו וי	特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価 格の計算の特例	贈与税で、震災後に申告期限が到来するものについて、 震災直後の評価額を用いることができ、かつ申告期限を 延長できる。 対象財産については、被災した土地等および、被災地域	震災税特法29
1 16	特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価 格の計算の特例		震災税特法30
17	相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例		震災税特法31

⁽出所)法令等をもとに大和総研制度調査課作成

その他の税目の特例

No.	措置名	概要	根拠条文
18	課税事業者選択届出等の提出に係る特例(消費税)	被災した事業者等が、消費税の課税事業者選択届出書 等を提出するのが遅れた場合、本来の提出時期までに 提出された場合と同様の扱いとする。	震災税特法39
19	被災代替建物・土地の取得所有権の保存登記等に 係る登録免許税の免税(登録免許税)	震災により滅失等をした建物・土地に代わるものとして取得する建物・土地についての取得所有権の保存登記等に係る登録免許税を免除する。	震災税特法37,38
20	特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税(印紙税)	公的金融機関等が被災者に対して特別貸付けを行う際、消費貸借に関する契約書について印紙税を非課税とする。	震災税特法41
21	固定資産税の減免(固定資産税)	被災者が建物等を建て替えた際に、その建て替え後の 建物について、固定資産税を減免する。	(各市町村による対応)

(出所)法令等をもとに大和総研制度調査課作成

